

大和郡山市工事成績評定の考査基準(評定点配分および考査項目別運用表)見直しの概要

I. 採点表(評定配分)の見直し

① 評定段階の細分化

5段階から7段階に評価区分を細分化(検査員 出来形および品質)



② 考査項目の名称変更

- (1) 「高度技術」→「工事特性」に変更。
- (2) 施工範囲が広範囲にわたる工事、長期工事における安全確保等への対応、厳しい自然条件、地盤条件、社会条件、構造物の特殊性、特殊な技術を要する工事などを評価。
- (3) より広い視野からの評価となるように、評定者を主任・総括監督員へ変更。

③ 評定点配分の見直し

履行することが極めて一般的になり、得点差の生じない項目の配分を減じ、工事目的物の品質や出来形などの配分を高める。

- ・ 一般、主任監督員

		<現行>					<改正>						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/	1.5	0.0	-5.0	-10.0	1.0	/	0.5	/	0.0	-5.0	-10.0
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	/	1.5	/	0.0	-5.0	-10.0
2. 施工状況	I. 施工管理	/	1.5	0.0	-5.0	-10.0	4.0	/	2.0	/	0.0	-5.0	-10.0
	II. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	4.0	/	2.0	/	0.0	-5.0	-10.0
	III. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-5.0	-10.0
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-2.5	-5.0
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0	4.0	/	2.0	/	0.0	-2.5	-5.0
	II. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-2.5	-5.0
5. 創意工夫	I. 創意工夫	7.0~0 の範囲					7.0~0 の範囲						

・主任、総括監督員

<現行>

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0
	Ⅲ. 安全対策	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	13.0~0 の範囲(高度技術)				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	10.0	5.0	0.0		

<改正>

a	a'	b	b'	c	d	e
2.0		1.0		0.0	-7.5	-15.0
3.0		1.5		0.0	-7.5	-15.0
20.0~0 の範囲						
10.0	7.5	5.0	2.5	0.0		

・検査員

<現行>

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	10.0	5.0	0.0	-10.0	-20.0
	Ⅱ. 品質	15.0	7.5	0.0	-12.5	-25.0
	Ⅲ. 出来ばえ	5.0	2.5	0.0	-5.0	

<改正>

a	a'	b	b'	c	d	e
5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0
10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0
15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0
5.0		2.5		0.0	-5.0	

Ⅱ. 考査項目別運用表の見直し

① 評定に際しての考査基準の見直し(考査項目別運用表)

- ・ 請負額に応じ、3段階に定めていた考査項目別運用表「小規模」「簡便型」「標準型」を1つに統合。
- ・ 小規模工事等該当しないことが多いと考えられる評価項目であっても、請負者が目標を掲げ努力したものについては適切に評価する。

② 評価対象項目の追加、記載内容の見直し

評価対象項目は設計図書に規定された履行することが当たり前である項目

- ・ 評価対象項目が少ない工種では、きめ細かく評価できるよう項目を追加。
- ・ 評価対象項目のポイントを明らかにし、適切な評価となるよう既存の評価対象項目の記述を見直し。
(国、奈良県を参考に大和郡山市に適応し易いように評価内容を一部見直す)

Ⅲ. 施工プロセスチェックリスト

- ①大和郡山市に適応し易いように<大和郡山市版>として施工プロセスチェックリストを見直す。
- ②評定に際して施工プロセスチェックリスト<大和郡山市版>を用いる。

Ⅳ. ばらつきの考え方の見直し

ばらつき評価は、工事規模が大きく出来形の測定数が多い場合有効ですが、小規模工事においては、工事内容によっては出来形の測定箇所が数ヶ所となってしまうものが多く、管理図または度数表、ヒストグラムなどで管理するのが困難である。よって、工事内容により測定数が少ない場合は、バラツキという意味を規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小としてとらえて評価してよいものとします。なお、品質についても同様の考え方とします。(国土交通省の考え方を準用)